

大阪  
社会  
保険  
時報



**きずな** 東北大災害に心を痛める日夜、日本人の素晴らしさを発見した。国家の意識が希薄になっていると憂  
いていた折、テレビに映し出される被災者の人達が、祖先から受け継いだこの村を、この町を再建す  
るのだと力強く語る姿に思わず涙ぐむ。身内や友の魂がその土地の土になり、その香りの染みついた地を守る人々  
の心が、美しい感動を呼び起こす。頑張ろう！多くの温かい絆で、しっかりと結ばれ支えられ、苦難を乗り越え、  
明日の新しい日本が作られていく夢を、絆を自然の花が教えてくれている。日本は凄い！日本人は素晴らしい。  
力の限り進もう！

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- インターネットサービス「ねんきんネット」が始まりました！！
- 『障害年金加算改善法』が施行されました ● 平成23年度の年金額について
- 育児休業期間中に新たに出産する場合の保険料免除の取り扱いについて ● 国民年金保険料の金額が変わります
- 協会けんぽからのお知らせ ・ 電話でのお問い合わせについて～自動音声案内の開始～ ・ 年に一度は健診を受けましょう！
- 「健康ウォーク」開催について

職場内で回覧しましょう



インターネットサービス

「ねんきんネット」

が始められました!!



『ねんきんネット』ってなに？

「ねんきんネット」とは、年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。

国民年金や厚生年金保険などの加入状況が一覧で確認でき、年金に加入されていない期間や標準報酬額の大きな変動などの記録がわかりやすく表示されています。

※旧法による年金受給者および共済年金加入中の方は、ご利用いただけませんのでご了承ください。



どんなことができるの？

### ●いつでも、最新の年金記録が確認できます！

24時間いつでも、「ねんきん定期便」よりも新しい年金記録を確認できます。

今後、「ねんきん定期便」をインターネットでお受け取りいただくことも検討しています。

### ●記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！

年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、ご確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。

### ●「私の履歴整理表」で記録の確認が容易になります！

画面の指示に従って、「私の履歴整理表」がご自宅で簡単に作成でき、年金記録の確認に役立ちます。

### ●将来の年金額が試算できます！（平成23年秋以降予定）

「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は？」といった、知りたい情報をご自宅でご覧になれるような機能を、平成23年秋以降どんどん追加していく予定です。



インターネットが使えない人はどうするの？

インターネットのご利用の難しい方は、年金事務所の窓口でも年金記録をご確認いただけます。

（ご本人であることが確認できる証明等を窓口で提示していただく必要があります）

登録はこちら!!

「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

(<https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/neko/>)  
をご覧ください。

「ねんきんネット」についてのお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165へ

IP電話・PHSからは「03-6700-1165」へ

【受付時間】 月～金曜日：午前8:30～午後5:15まで  
（月曜日（月曜日が休日の場合は次の平日）は午後7:00まで）  
第2土曜日：午前9:30～午後4:00まで

「ねんきんネット」表示画面のイメージ



## 『障害年金加算改善法』

平成23年4月1日  
受付開始!!障害年金の  
1級・2級を  
受けられて  
いる方へ

## が施行されました

障害年金を受ける権利が発生した後に、ご結婚やご出産などの理由により生計維持関係のある配偶者やお子様がいいらっしゃる場合にも、年金の加算金が支給される制度が始まりました。

これまででは…

- 障害年金を受ける権利が発生したときに、すでに生計維持関係のある配偶者やお子様がいいらっしゃる場合にのみ加算金が支給されていました。

平成23年  
4月からは…

- これまで加算金の対象になっていなかった方で、平成23年3月31日時点で生計維持関係のある配偶者やお子様がいいらっしゃる場合は、法律施行時（平成23年4月）から加算金の対象となります。
  - 平成23年4月1日以降にご結婚されたりお子様が生まれたなどの理由により、生計維持関係のある配偶者やお子様がいいらっしゃる場合には、その事実発生日から加算金の対象となります。（年金の支払いは事実発生日の翌月分からです）
- ※手続きには別途添付書類が必要な場合がございますので、事前にご確認ください。

## 平成23年度の年金額について

平成22年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率については、マイナス0.7%となりました。

現在支給されている年金については、直近の年金額の引き下げの年（現在は平成17年の物価が基準）よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定することと法律で定められています。

平成22年の物価は、基準となる平成17年の物価と比較してマイナス0.4%となったことから、平成23年度の年金額は0.4%の引き下げとなります（平成23年4月分・5月分が支払われる6月の支払いから、額が変わります）。

主な年金給付の金額	平成23年3月まで	平成23年4月から
老齢基礎年金〔満額〕	792,100円	788,900円
障害基礎年金〔一級〕	990,100円	986,100円
〔二級〕	792,100円	788,900円
遺族基礎年金〔子1人〕	1,020,000円	1,015,900円
〔基本額〕	〔792,100円〕	〔788,900円〕
〔子の加算額〕	〔227,900円〕	〔227,000円〕

お問い合わせは、お近くの年金事務所・街角の年金相談センター、または

「ねんきんダイヤル」0570-05-1165へ

IP電話・PHSからは「03-6700-1165」へ

【受付時間】月～金曜日：午前8：30～午後5：15まで 第2土曜日：午前9：30～午後4：00まで



# 育児休業期間中に新たに出生する場合の 保険料免除の取り扱いについて

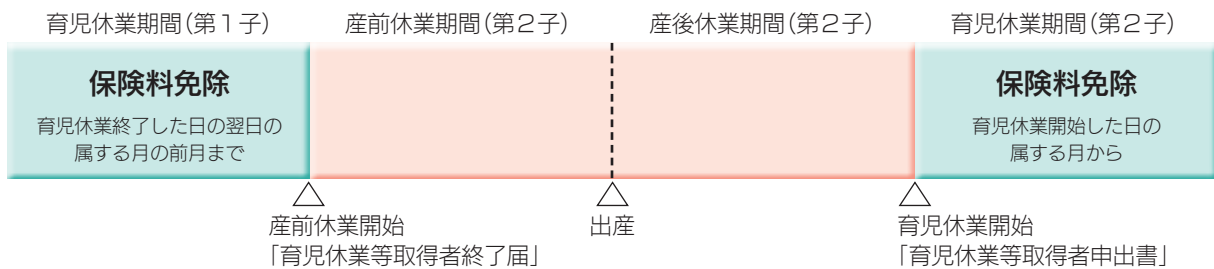
第1子の育児休業中に第2子を出産される場合、第2子の産前・産後休業が始まると、第1子の育児休業期間は終了することになり、それに伴い保険料の免除も終了となります。いずれの場合も「育児休業等取得者終了届」を提出いただくことになります。

また、第2子の出生後、第2子にかかる育児休業を取得される場合、新たに「育児休業等取得者申出書」を提出いただくことになります。

具体的に図に示すと以下のとおりになります。

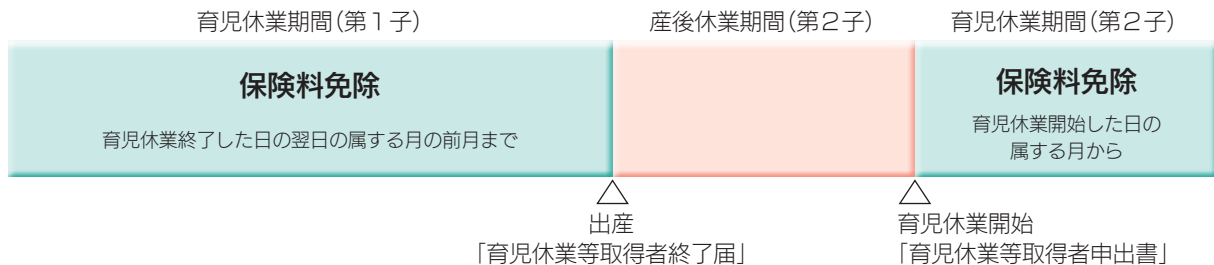


## 産前休業を取得する場合



- ・産前休業の請求がなされた場合は、産前休業が開始され、育児休業期間およびそれに伴う保険料免除は終了します。
- ・出生日の翌日より産後休業が開始します。

## 産前休業を取得しない場合



- ・産前休業の請求がない場合は、出産予定日6週間（多胎の場合は14週間）以内であっても、産前休業は開始せず、育児休業期間およびそれに伴う保険料免除は終了しません。
- ・出生日をもって育児休業およびそれに伴う保険料免除は終了し、出生日の翌日より産後休業が開始します。

## 国民年金保険料の金額が変わります

平成23年4月分から平成24年3月分までの国民年金保険料につきましては、月額15,020円となります。会社員や公務員など厚生年金保険、共済年金に加入する方を除き20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入することになります。

納め忘れがあると、将来受け取る年金額が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合があります。国民年金保険料は必ず納付期限までに納めましょう。

国民年金保険料の納付には、お得な口座振替やクレジットカード納付、前納制度もありますので、ぜひご利用ください。金融機関や年金事務所でお申し込みいただけます。

また、失業等の経済的な理由により、保険料を納めることが困難な場合には、「免除制度」「若年者納付猶予制度」「学生納付特例制度」がありますのでご利用ください。申請は、お住まいの市区町村役場の国民年金担当、年金事務所の窓口へお願いします。

わからないことがありましたら、管轄の年金事務所までお問い合わせください

## 協会けんぽからのお知らせ



加入者・事業主のみなさまへ

# 電話でのお問い合わせについて

## ～自動音声案内の開始～

協会けんぽ大阪支部では、より多くのお客様のお問い合わせに対応できるよう、平成23年5月下旬より電話回線数を増やし、自動音声案内を導入いたします。各種お問い合わせ内容別に音声案内に応じて番号を選択していただくと、総合受付、担当グループにおつなぎいたします。

お問い合わせの流れは、下図のようになる予定です。



### 電話 06-6201-7070(代表)

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

#### 自動音声のご案内

- 健康保険のお手続き方法
- 制度内容についてのお問い合わせ
- 申請書のご用命

すでに当支部へご申請  
いただいている方  
\*引き続き自動音声で  
ご案内します。

・その他のお問い合わせ  
・お問い合わせ先が不明  
な場合

ご申請中の進捗状況  
の確認



健康診断  
保健指導



交通事故



その他のお問い合わせ  
担当部署が不明な場合



## 協会けんぽからのお知らせ

## 年に一度は健診を受けましょう！

協会けんぽでは、加入者の皆様の健康増進のため、年度中1回の費用補助で健康診断を行っています。健康診断はご自身の健康状態を知る第一歩です。生活習慣病の予防のために、年に一度は健康診断を受けましょう。

加入者  
(ご本人)

## 『生活習慣病予防健診』

## ①健診機関へ予約

指定の健診機関へ事前予約。

## ②お申し込み

必要事項をご記入のうえ、申込書を協会けんぽへ郵送。

## ③健診受診

受診前に、健診機関から問診票・検査キット等が送付されます。

加入者  
(ご家族)

## 『特定健康診査』

## ①受診券の配布

事業所様へ「受診券」をお送りしています。

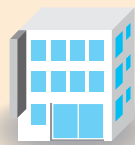
## ②健診受診

「受診券・保険証」等を、持参のうえ、受診ください。



## 事業所様へお願い

平成23年度の健診のご案内は、対象者の方がおられる事業所様へ、3月下旬にお送りしています。ご確認のうえ、対象者の方へのご案内をお願いいたします。



## お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

協会けんぽ

検索

電話 06-6201-7077 (健診直通) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

# 「健康ウォーク」

## 摂津市水路めぐり

# 開催について



**主催** 大阪ウォーキング連合

**後援** 財団法人 大阪府社会保険協会

**開催日** 平成23年5月7日(土) ※雨天決行

**集合場所と時間** 阪急京都線 摂津駅 午前10時00分集合

**コース** 摂津駅→勝久寺(石山合戦の地)→ランド水路→大正川→森田公園→流通センター→鳥飼緑道→あいかわふれあいづつみ→阪急・正雀駅【約13km】  
※解散は午後3時頃の予定

**参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方および被扶養者(健康保険組合の被保険者および被扶養者も含まれます)。  
※ただし、小学生以下は保護者同伴で完歩できる方に限ります。

**参加費用** 無料

下記申込書(コピー可)に記載のうえ、当日受付に提出してください。

**【持参されないと有料(500円)になりますのでご注意ください】**

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

**携行品** 弁当、水筒、雨具のほかウォークできる服装

**お問い合わせ先** 財団法人 大阪府社会保険協会  
〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階 TEL 06-6445-3013

きりとり線

## 「健康ウォーク」参加申込書

氏名(代表者)		男・女	歳
氏名		男・女	歳
氏名		男・女	歳
氏名		男・女	歳
氏名		男・女	歳

代表者勤務先名称 \_\_\_\_\_ 電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

勤務先住所 〒 \_\_\_\_\_

主催 大阪ウォーキング連合 後援 財団法人 大阪府社会保険協会